

参加者の有無を確認する公募手続きに係る公示書

令和6年5月7日

福岡市経済観光文化局屋台の魅力向上担当

1. 公募の趣旨

本業務については、屋台を訪れる利用客の利便性向上のため、IoT機器を活用し、日々の屋台営業状況を確認するためのシステムを開発するものである。

当該業務を実施するにあたっては、屋台営業者側の当該業務を目的とした個別の対応を不要とし、営業開始前の一連の準備で必ず使用する物や作業に対し、IoT機器を活用し、日々の屋台営業の有無を確認する方法を検討している。

特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者いる場合は、見積り合わせ等を実施する予定である。

2. 請負契約等の概要

(1) 件名

IoT機器を活用した屋台営業状況確認業務委託

(2) 業務内容

① 各屋台に設置するIoT機器を100個準備すること。

<IoT機器の条件>

ア 屋台営業者側の当該業務を目的とした個別の対応を不要とし、営業開始前の一連の準備で必ず使用する物や作業を活用するもの。

(例：屋台本体を駐車場から営業場所に移動させる、屋台本体を組み立てる、電気を使用するなど)

イ IoT機器設置後、保守（メンテナンス）の負担が少ないもの。

(約1年間は交換や充電を不要とする。)

ウ 別途、通信環境(Wi-fiルーター、Bluetooth基地局の設置など)を整える必要がなく、単体で機能するもの。

エ 屋台営業エリア（天神地区、中洲地区、長浜地区）により使用のレベルに差がないもの。

オ 即時にデータが取得できるもの。

② 準備したIoT機器を活用し、日々の屋台営業状況のデータを確認すること。

③ 確認したデータを福岡市が指定する開発業者に公開、情報を提供すること。

(3) 履行期間（予定）

令和6年6月15日から令和7年3月31日まで

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。

ただし、当該公募手続の結果、行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

- (1) 市町村民税（延滞金等を含む）、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (3) 「2. 請負契約等の概要」を確実に遂行できること。
- (4) 屋台営業状況を公開するシステムを開発している業者と適切に連携が行えること。

5. 手続等

(1) 公募説明書の配布期間及び配布方法等

① 配布期間

令和 6 年 5 月 7 日～令和 6 年 5 月 21 日までの 10 時から 17 時まで

② 配布方法

配布を希望される方は、下記「6. 問い合わせ先」に事前連絡

③ 配布書類

公募説明書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和 6 年 5 月 8 日～令和 6 年 5 月 21 日まで
(閉庁日を除く、毎日 10 時から 17 時まで)

② 提出場所

経済観光文化局屋台の魅力向上担当

所在地 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

電 話 092-733-5933

担 当 山喜多

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に 請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参、もしくは、提出期限までに必着で郵送すること。

(3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。
- ③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 問い合わせ先

経済観光文化局屋台の魅力向上担当

所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電 話 092-733-5933

E-mail matsuri.EPB@city.fukuoka.lg.jp

担 当 山喜多

7. 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の見積り合わせ等を中止する場合がある。